

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【事業年度】 第11期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

【英訳名】 Gamecard-Joyco Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 聡

【本店の所在の場所】 東京都台東区上野一丁目1番10号

【電話番号】 03-6803-0301(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 原 明 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野一丁目1番10号

【電話番号】 03-6803-0301(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 原 明 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高	(百万円)	16,928	17,375	16,561	10,562	11,447
経常利益	(百万円)	3,594	2,419	2,027	1,258	1,270
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,318	1,429	1,225	617	1,262
包括利益	(百万円)	2,316	1,459	1,111	678	1,350
純資産額	(百万円)	39,528	40,453	40,612	40,147	42,179
総資産額	(百万円)	49,511	50,197	48,511	46,736	48,186
1株当たり純資産額	(円)	2,771.41	2,836.27	2,919.10	3,009.62	3,089.96
1株当たり 当期純利益金額	(円)	162.55	100.25	87.32	45.32	93.91
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	93.65
自己資本比率	(%)	79.8	80.6	83.7	85.9	87.5
自己資本利益率	(%)	6.0	3.6	3.0	1.5	3.1
株価収益率	(倍)	9.8	13.7	11.9	27.2	10.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,466	1,952	784	517	1,513
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,008	240	3,351	5,090	4,012
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	828	654	1,049	1,223	214
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	14,105	15,163	18,249	12,452	9,738
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	188 〔18〕	194 〔18〕	194 〔18〕	198 〔4〕	201 〔6〕

(注) 1. 第7期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期初から適用しており、第11期に係る主要な経営指導指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益 (百万円)	754	1,540	2,383	1,049	3,798
経常利益 (百万円)	184	858	1,683	323	3,565
当期純利益 (百万円)	114	813	38	254	3,563
資本金 (百万円)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
発行済株式総数 (株)	14,263,000	14,263,000	14,263,000	14,263,000	14,263,000
純資産額 (百万円)	37,732	38,011	37,097	36,208	39,644
総資産額 (百万円)	37,921	38,218	37,311	36,386	39,777
1株当たり純資産額 (円)	2,645.52	2,665.05	2,666.44	2,714.30	2,904.23
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	35.00 (15.00)	35.00 (17.50)	35.00 (17.50)	35.00 (17.50)	35.00 (17.50)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	8.01	57.03	2.71	18.68	265.06
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	264.33
自己資本比率 (%)	99.5	99.5	99.4	99.5	99.7
自己資本利益率 (%)	0.3	2.1	0.1	0.7	9.4
株価収益率 (倍)	198.6	24.0	383.8	65.9	3.9
配当性向 (%)	436.9	61.4	1,290.4	187.4	13.2
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	37 〔1〕	41 〔3〕	39 〔2〕	43 〔1〕	8 〔-〕
株主総利回り (%)	129.7	114.8	91.4	109.3	95.6
比較指標： (JASDAQスタンダード) (%)	(132.3)	(115.5)	(101.4)	(144.1)	(126.0)
最高株価 (円)	1,759	1,605	1,430	1,303	1,268
最低株価 (円)	1,200	1,287	982	988	995

- (注) 1. 第7期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期初から適用しており、第11期に係る主要な経営指導指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、2011年4月1日に日本ゲームカード株式会社と株式会社ジョイコシステムズが共同株式移転の方法により経営統合し、両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。

2021年4月1日に日本ゲームカード株式会社を吸収合併存続子会社、株式会社ジョイコシステムズを吸収合併消滅子会社とする連結子会社間の吸収合併を行いました。

現在までの会社の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2010年12月	日本ゲームカード株式会社及び株式会社ジョイコシステムズは、両社の株主総会による承認を前提として、当社を設立することを合意する共同株式移転契約を締結した。
2011年1月	日本ゲームカード株式会社及び株式会社ジョイコシステムズの臨時株主総会において当社設立が承認可決された。
2011年4月	当社設立。 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)(現：東京証券取引所スタンダード)に上場。
2016年12月	本社を東京都台東区に移転。
2021年4月	日本ゲームカード株式会社を吸収合併存続子会社、株式会社ジョイコシステムズを吸収合併消滅子会社とする連結子会社間の吸収合併を行った。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社（日本ゲームカード株式会社）により構成されており、パチンコプリペイドカードシステム関連事業を行っております。

日本ゲームカード株式会社の主な事業内容である、プリペイドカードシステムには、大きく分けて二つの種類があります。一つ目は第三者発行型と呼ばれる販売者と購入者との間の決済を第三者であるカード発行会社が担うもの、二つ目は自家発行型と呼ばれる発行者及びその関係者のみにおいて使用されるものです。日本ゲームカード株式会社では、一部自家発行型システムを取り扱っておりますが、第三者発行型システムが主力事業となっております。

日本ゲームカード株式会社の事業における取扱品目は、（a）機器（b）カード（c）システム使用料（d）工事・保守の4品目に大別されます。それぞれの詳細につきましては、次のとおりであります。

a . 機器について

機器はカードユニット、券売入金機、精算機等を主に代理店経由で販売しております。

カードユニットはICカード対応型となっております。券売入金機は入金された金額額面のカードを発行する装置、精算機はカード残高の精算を行う装置であります。

b . カードについて

ICカード及びICコインは、券売入金機又は入金機能付カードユニットで入金できます。

リサイクル可能な入金対応式で半永久的に使用可能であり、カード及びコイン媒体の販売に加えて、遊技者の消費金額に応じて加盟店から「情報管理料」を徴収いたします。

c . システム使用料について

基幹的なインフラであるプリペイドカードシステムを運用するための費用として、システム使用料を徴収しております。

d . 工事・保守について

機器の設置工事は、カードユニット等の販売と合わせて主に代理店が加盟店との契約に基づき行います。

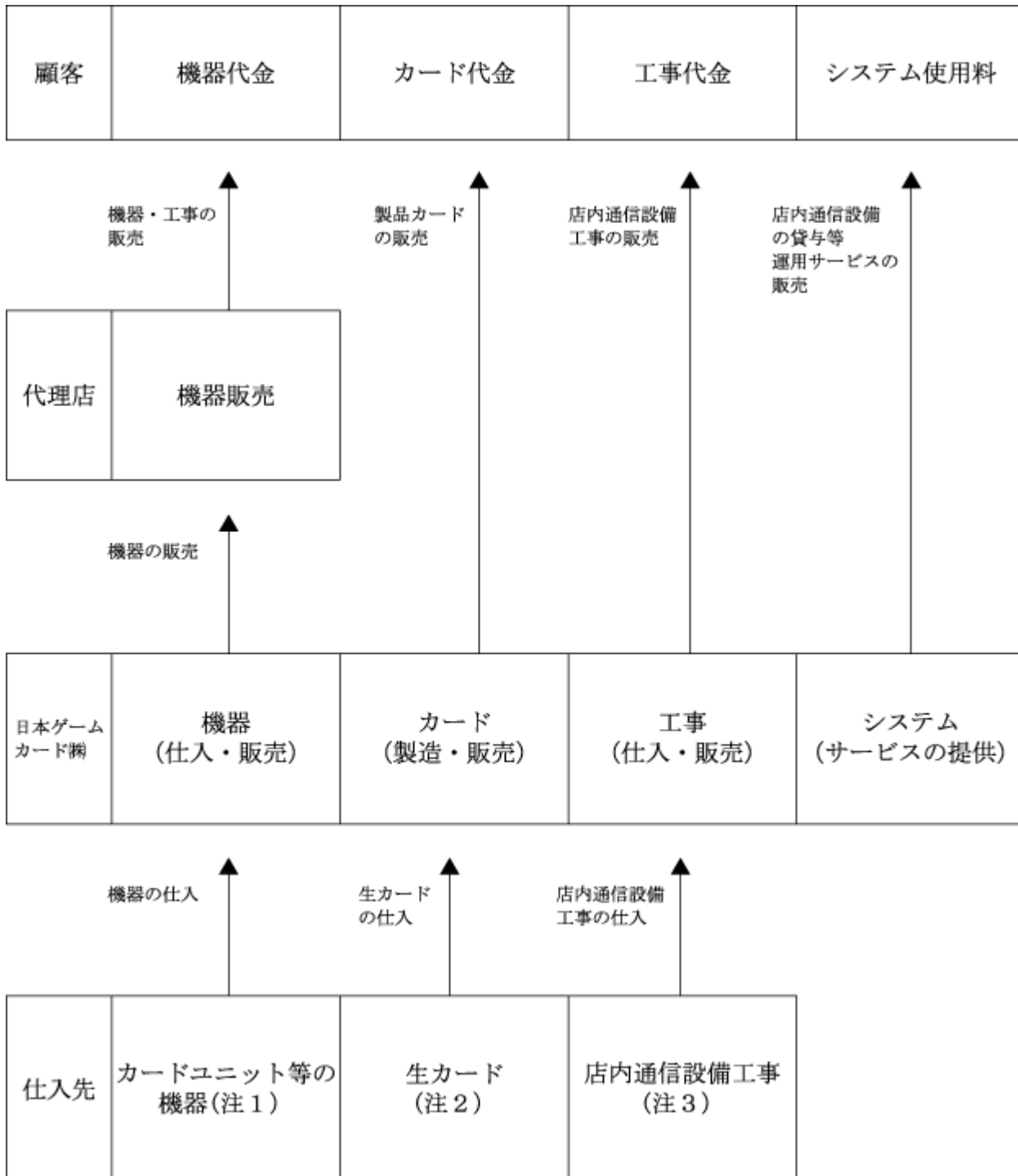
カードユニット等の機器の保守は、主に代理店が加盟店との直接契約により行います。

一方、加盟店に設置し貸与する店内通信設備の工事につきましては、委託業者に工事を委託し、工事代金につきましては主に代理店又は日本ゲームカード株式会社から加盟店に請求いたします。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

<日本ゲームカード株式会社>

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注1) カードユニットとは、パチンコ遊技用プリペイドカードを利用するパチンコ玉貸機のことです。

(注2) カードとは、パチンコ遊技用プリペイドカードのことであり、生カードとは、プリペイドカードとして必要な情報が記録される前のカードのことです。

(注3) 店内通信設備工事とは、カードユニット等の機器及び管理コンピューター等店内通信設備を設置する工事のことです。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 日本ゲームカード(株) (注)2, 4	東京都台東区	5,500	パチンコプリペイド カードシステム関連	100.00	当社と経営指導・業務委託の契約を締結しております。 役員の兼任は2名であります。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 当社グループは単一セグメントであるためセグメント情報を開示しておりませんが、当社の連結売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)
201〔6〕

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 当社グループは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8〔-〕	46	11	7,768

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 4. 当社グループは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 5. 前連結会計年度に比べ従業員数が35名減少しておりますが、主な理由は、グループ内組織改正によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は良好であり、特に記載する事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、社会や市場のニーズに合致した商品・サービスを提供し、皆様により一層信頼される安全・安心ブランドへと確立・進化させていくため、以下の3点を使命と考え取り組んでまいります。

レジャー産業の健全な発展への貢献

遊技場向けプリペイドカードシステム事業は、遊技業界の透明性・健全性を高め、業界の近代化及び安定的地位の確保に貢献することを目指しスタートいたしました。

当社グループは、これからもプリペイドカードシステムの普及を通して国民の大衆娯楽としてのレジャー産業を、健全なエンターテインメント文化として定着させることに寄与することを社会的な使命と認識し、事業活動に取り組んでまいります。

社会のニーズを的確に捉えたサービスや製品の提供

当社グループの強みを活かし、常にお客様本位に考え、変わりゆく社会のニーズを先取りし、既存の枠組みに捉われない新しいサービスや製品を提供し続けてまいります。

社会への貢献

企業の社会的責任(CSR)に対する要請がなされている今日、当社グループは、より良い社会の実現に向けて、社会への貢献活動にも注力してまいります。

(2) 中長期的な経営戦略と指標

社会的ニーズや市場ニーズを的確に捉え、新たな商品やサービスを提供し、パチンコホール及びパチンコファンに一層信頼される安全・安心ブランドとして当社グループを進化・発展させ、遊技業界の健全な発展に貢献します。また、新たな事業分野に進出することにより、継続的な企業価値の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、客観的な経営指標として採用しておりますROE・ROAは、開発投資効果の検証及び資産の有効活用を図る指標として、また人材の育成効果とその効果の客観的な指標として採用しており、常に最大化を目指して取り組んでおります。

(3) 対処すべき課題

当社グループが事業を展開する遊技業界では、規制環境や市場規模が大きく変化中、市場規模は縮小傾向にあります。

さらに新型コロナウイルス感染症収束の目途が立たないことも重なり、パチンコホールの経済的損失は大きく、減退した設備投資意欲の本格的な回復には相当の時間を要することが予想されます。

このような環境下、当社グループが中長期的な成長を維持し、経営基盤を一層強固なものとするために、以下の課題に取り組んでまいります。

市場の変化に合わせた体質改善

コスト意識が一層高まるパチンコホールに対応するため、また競争力強化のために、社会的ニーズや市場ニーズを的確に捉えた新たな製品、サービスへの開発投資が不可欠となります。開発手法の改革や製造・購買・物流・システムの体制維持に関して最適化に努めるとともに、あらゆる業務を対象にその在り方を抜本的に見直し、体質改善を図ってまいります。

開発投資の選択と集中

研究開発投資については、加盟店の維持・獲得に資する開発投資はもとより、あらたな事業の構築に向けた研究への投資も必要不可欠と考えております。開発投資に係る事業性検証のあり方をいま一度見直すとともに、選択と集中を図ってまいります。

組織力の更なる強化

企業の継続性と価値向上を図っていく上で人材育成は重要な経営タスクであると考えております。外部環境や内部環境の変化に対応できる人材の教育に注力するとともに、従来の業務の枠組みに捉われることなく、より柔軟かつ機動的な組織力の強化に努めてまいります。

新規事業領域への挑戦

今後中長期的に成長していくためには、新たな事業領域を構築していくことが不可欠であると考えており、2022年4月1日にキャッシュレス事業の準備会社を立ち上げました。今まで培ってきたプリペイドカードシステムのノウハウを活かし、これからの社会的ニーズにマッチした新たな仕組みを創出し、継続的な成長を目指します。

2 【事業等のリスク】

現在、当社及び連結子会社を含めた当社グループが認識しております事業等のリスクのうち主要なものは以下のとおりです。このようなリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) パチンコ業界の事業環境に関するリスク

当社グループは、パチンコ業界で事業を展開しており、主にパチンコホール向けにプリペイドカードシステム機器等の販売を行っております。従って、パチンコ業界の事業環境が大きく変化した場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。主なリスクとしては以下のものが挙げられます。

パチンコ遊技人口の減少

パチンコ遊技は、わが国における大衆レジャーのひとつとして、多くの人に認められており、現在相当数の遊技人口を有しております。今後、人々の嗜好の変化等により、パチンコ遊技人口が大幅に減少した場合には、当社グループの顧客であるパチンコホールの経営を悪化させ、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

市場規模の縮小

警察庁生活安全局発表の2021年12月末の全国パチンコホール数は8,458店舗となっており、2020年12月末の店舗数9,035店舗から577店舗減少しております。全国パチンコホール数の急激な減少は、当社グループが事業を展開しておりますプリペイドカードシステム市場を大きく縮小させることになり、この場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

加盟店舗数の減少

当社グループは、システムを提供する対価として、加盟店から毎月定額のシステム使用料をいただいております。この収益は、当社グループの大きな収益源となっております。当社グループの加盟店舗数が何らかの理由により大幅に減少した場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に関するリスク

当社グループの顧客であるパチンコホールは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「ギャンブル等依存症対策基本法」、「国家公安委員会規則」及び都道府県条例等の規制を直接受けており、カードユニットの使用にあたっては使用許可の取得又は使用届けが義務付けられております。従って各種法的規制の改正が行われた場合、カードユニット等のパチンコホールへの販売・設置に際して営業上の影響を受け、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の子会社である、日本ゲームカード株式会社は、「資金決済に関する法律」に基づき第三者型の前払式支払手段発行者の登録を受け、パチンコプリペイドカードの発行を行っておりますが、今後の法改正により、当社グループの経営成績、財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新に関するリスク

当社グループは、信頼性の高いシステムを有し、常に最先端の技術を追求しております。しかしながら、競合他社により、画期的な発明や新技術の急速な出現等、急激な技術革新により、当社グループのシステムや商品等が陳腐化する可能性があります。この場合、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 研究開発に関するリスク

当社グループの研究開発活動に係る情報は第2「事業の状況」の「5 研究開発活動」に記載しておりますが、実用化の機会の逸失や市場環境の急激な変化等により十分な収益を獲得できず、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合他社との競争に関するリスク

当社グループが事業を展開しておりますプリペイドカードシステム業界は、競合他社と激しい加盟店獲得競争を繰り広げております。競争に打ち勝つよう、全力を挙げて取り組んでおりますが、何らかの事情により競争力が低下する等競争上不利となった場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業に関するリスク

当社グループは、現市場に限定することなく、新たな市場や新しいビジネスモデルを求め、新規事業に経営資源を投下しております。しかしながら、新規事業には不確定要素が多いこともあり、事業が当初の見込みどおりに推移しない場合には、累積された投資負担が回収できず、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産に関するリスク

当社グループの事業分野において第三者の特許が成立した場合や、当社グループの事業分野において当社グループが認識していない特許等が現在成立している場合、当該第三者より当該特許に関する対価(ロイヤリティ)の支払い請求、又は損害賠償及び使用差止等の訴えを起こされる可能性があります。このような場合、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) セキュリティに関するリスク

当社グループのプリペイドカードシステムは、カード製造からシステムの監視まで、万全なセキュリティ対策がカード媒体、システム全体に施されております。しかしながら、IT関連の技術革新により、プリペイドカードの偽変造、不正使用問題が、今後発生する可能性は否定できません。これらの事象が発生した場合、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 外部経営環境に関するリスク

当社グループのシステム運営の中核ともいえる情報管理センターは、不測の事態に備え万全な管理体制及びバックアップ体制をとっております。また、主力商品であるカードユニット等の生産についても、複数社との取引により、リスクを分散しております。しかしながら、想定を超える地震・台風等の大規模自然災害や疫病の発生・蔓延、地域紛争、戦争、テロ攻撃等により情報管理センターや取引先が重大な被害を受け、システム障害や生産活動への影響が及ぶ場合には、事業活動に支障を来し、当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報に関するリスク

2003年5月30日に「個人情報の保護に関する法律」が公布・施行され、2005年4月1日に全面施行されております。当社グループにおいては、個人情報の取扱いについて、「個人情報保護規程」を制定し法令及びその他の規範を遵守するとともに、「個人情報保護責任者」を任命し、厳重なセキュリティ対策の下で、個人情報の適切な管理を行っております。この他個人情報相談窓口の設置や、社内における教育の徹底等、事故を未然に防ぐべく対策を講じております。

しかしながら、人為的過誤、ネットワーク及びシステムの不具合、ハッキングその他何らかの原因により個人情報が流出した場合、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 引取保証に関するリスク

当社の子会社である、日本ゲームカード株式会社は、加盟店のリース契約に伴う債務に対して引取保証を行っております。この引取保証は、加盟店の支払能力等を十分に勘案したうえで実施しているものですが、加盟店において契約上の債務を履行できない状況が急激に増加した場合には、損失が発生し、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループの経営環境の急激な変化や収益状況の悪化等により、固定資産の減損損失を計上する必要性が生じた場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性については、将来の課税所得に関する予測等に基づき判断しております。しかし収益力の低下等により課税所得が十分に確保されないとの判断により、繰延税金資産を取り崩すこととなった場合には、当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 大規模災害に関するリスク

当社グループは、地震、風水害、パンデミック等各種災害に対して発生時の損失を最小限に抑えるため、事業継続計画の策定、緊急連絡体制の整備や訓練の実施等を進めています。中でも、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「グループ対応方針」及び「グループ従業員へのガイドライン」を作成し、各地域の感染拡大状況に応じて、テレワーク、輪番制勤務、時差出勤、不急の出張自粛等、社内外への感染防止と従業員の安全確保を目的とした対応を行っています。しかし、このような災害による人的・物的被害の発生や資材調達の停滞及び物流網の寸断により、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。また、これらによる損害が損害保険等で十分にカバーされるという保証はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループと経営者の視点による財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況の概要に対する認識、分析、検討内容は次のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」をご参照ください。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大が一時は落ち着いたかと思われたものの、オミクロン株の感染拡大により再び全国的にまん延防止等重点措置が実施される事態となり、企業活動や個人消費活動が停滞する状況となりました。

また世界的な半導体不足の影響を受け、部材の調達に大きな影響が出ており、足元においても解消する見込みが立っておりません。そのような中、ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、資源価格の高騰、原材料高が顕著となり、より一層先行き不透明な状況が続くと想定しております。

そうした中、当社グループの主要な取引先であるパチンコホールにおいては、遊技機の入れ替えに伴う店舗改装など、一部に動きが見られるものの、今後のスマートパチンコやスマートスロットの導入時期を見据え、引き続き設備投資に対して慎重な姿勢が継続しています。

こうした状況のなか、当社グループでは、既存顧客への積極的な提案営業を行うことにより、機器販売が大きく伸びました。

当連結会計年度における売上高は11,447百万円（前年同期比8.4%増）、営業利益は1,120百万円（前年同期比3.6%減）、経常利益は1,270百万円（前年同期比1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,262百万円（前年同期比104.6%増）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当連結会計年度におけるカードの生産実績は、次のとおりであります。

販売品目	生産高(百万円)	前年同期比(%)
カード	714	3.8

(注) 金額は、製造原価によっております。

受注実績

当連結会計年度における受注実績を販売品目別に示すと、次のとおりであります。

販売品目	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ICカード	303	18.3	26	23.0
Luternaカード	324	19.9	34	11.9
Luternaコイン	4	37.6	0	90.0
ジョイコイン	3	7.3	0	-
その他	-	100.0	-	-
合計	635	9.7	60	16.6

(注) 金額は、販売価格によっております。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を販売品目別に示すと、次のとおりであります。

販売品目	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
機器	4,285	67.5
カード	549	14.1
合計	4,834	51.1

(注) 金額は、仕入価格によっております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績を販売品目別に示すと、次のとおりであります。

販売品目	販売高(百万円)	前年同期比(%)
機器	3,730	40.0
カード	1,956	2.2
システム使用料	5,359	0.9
その他	400	30.1
合計	11,447	8.4

(2) 財政状態

(総資産)

当連結会計年度末の総資産は48,186百万円となり、前連結会計年度末と比較し1,450百万円増加いたしました。

これは主に、有価証券が3,502百万円、商品及び製品が1,219百万円増加した一方で、投資有価証券が1,073百万円、現金及び預金が2,712百万円減少したことによるものであります。

(負債)

負債合計は6,007百万円となり、前連結会計年度末と比較し581百万円減少いたしました。

これは主に、支払手形及び買掛金が1,627百万円増加した一方で、未払法人税等が243百万円、流動負債のその他が1,672百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は42,179百万円となり、前連結会計年度末と比較し2,031百万円増加いたしました。

これは主に、利益剰余金1,690百万円の増加、新株予約権の行使による自己株式の処分377百万円により増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末と比べて2,714百万円減少し9,738百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,513百万円の増加(前年同期比996百万円の増加)となりました。主な増減要因は、税金等調整前当期純利益1,270百万円、減価償却費717百万円、仕入債務の増加額1,620百万円による増加及び棚卸資産の増加額1,173百万円、法人税等の支払額670百万円による減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは4,012百万円の減少(前年同期比1,077百万円の増加)となりました。主な増減要因は、有価証券の償還68,000百万円による増加及び有価証券の取得71,505百万円による減少であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは214百万円の減少(前年同期比1,008百万円の増加)となりました。主な増減要因は、新株予約権の行使による自己株式の処分315百万円による増加及び配当金の支払額466百万円、ファイナンス・リース債務の返済61百万円による減少であります。

資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、当社グループ商品の仕入及び新商品・新サービスにかかる研究開発や設備投資によるものであります。

なお、必要な運転資金及び設備投資資金について、現在は自己資金により調達することとしております。当社グループは財務の健全性を確保し、営業活動によるキャッシュ・フローを生み出すことにより、将来必要となる運転資金及び設備投資資金を調達することが可能であると考えております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、連結会計年度末における資産・負債の金額及び連結会計期間における収益・費用の金額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年4月1日付で、連結子会社である日本ゲームカード株式会社との間において、経営戦略、組織人事、事業計画、営業活動を含む経営全般に関する指導及び助言をするための受託契約並びに管理業務の委託契約を締結しております。

また、2021年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日付で連結子会社である日本ゲームカード株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ジョイコシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、のめり込み防止などの業界の課題へ対応した商品等の企画・開発、継続的・安定的な商品供給のための企画・開発、サービスの多様化に対応した商品等の企画に取り組んでまいりました。当連結会計年度における研究開発費は、577百万円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、サービスの向上、設備の整備、社内業務の効率化のため、総額で1,411百万円の設備投資を行いました。

また、設備の減少については、生産終了等による不要資産の除却を中心に1,927百万円の処分を行いました。

(1) 設備投資の主な内容を販売品目別に示すと、次のとおりであります。

・ 機器関連		
カードユニット等機能追加・金型等の取得		26百万円
・ カード関連		
生産設備の取得・機能拡充		7百万円
生産管理システムの機能拡充		6 "
・ システム使用料関連		
情報管理センターの機能拡充		1,208百万円
加盟店用通信機器の取得		19 "
・ その他の売上関連		
加盟店保守用機器の取得		13百万円
・ 全社共通		
社内業務システムの取得・機能追加		120百万円
事務所設備の取得		3 "

(2) 設備の減少の主な内容を販売品目別に示すと、次のとおりであります。

・ 機器関連		
生産終了等による不要資産の除却		275百万円
・ システム使用料関連		
加盟店用通信機器の除却		129百万円
機能劣化等による不要資産の除却		36 "
情報管理センター設備不要資産の除却		1,162 "
・ 全社共通		
事務所設備の不要資産の除却		3百万円
社内業務システム設備不要資産の除却		285百万円

(注) 上記の金額は、取得価額によっております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	販売品目	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウエア	長期前払 費用	リース資産		合計
本社 (東京都台東区)	全社(共通)	本社機能	3	-	4	47	-	-	55	8

(注) 現在休止中の設備はありません。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	販売品目	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
				建物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	長期前払 費用	リース資産		合計
日本ゲーム カード(株)	カードエンコード センター (川崎市幸区)	カード関連	生産設備	19	43	6	12	-	-	81	2
	技術開発本部 (東京都台東区)	全社(共通)	研究開発 設備	0	-	17	432	-	-	450	18
	情報管理センター (東京都三鷹市)	システム 使用料関連	情報管理 設備	-	-	-	244	763	-	1,007	-
	営業部 (大阪市北区 他5ヶ所)	全社(共通)	販売設備	3	-	0	-	-	-	3	36
	本社 (東京都台東区)	全社(共通)	本社機能	30	4	212	1,069	-	81	1,398	137

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち、長期前払費用は情報管理設備の使用権であり、リース資産は加盟店用通信機器であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	販売品目	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完成予定年月	完成 後の 増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
日本ゲーム カード(株)	本社 (東京都台東区)	機器関連	金型等	76	-	自己資金	2022年4月～	2022年6月～ 2023年3月	-
			カードユニット等機能 追加	21	-	自己資金	2021年12 月～	2022年4月～ 2023年2月	-
			スマートパチンコ・ス マートパチスロ遊技機	13	-	自己資金	2022年5月～	2022年5月～7月	-
		本社機能	事務所レイアウト工事	15	-	自己資金	2022年12月	2023年1月	-
		新規事業	ミニゲーム開発	10	-	自己資金	2022年8月	2022年8月	-

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月23日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,263,000	14,263,000	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード) (事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在)	単元株式数は100株 であります。
計	14,263,000	14,263,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2021年10月12日
新株予約権の数(個)	5,901 [5,787]
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 590,100株 [578,700株] (注)3
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 1株当たり1,251円 (注)5
新株予約権の行使期間	自 2021年10月29日 至 2023年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-
新株予約権の行使の条件	(注)10
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における状況から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

(注)2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式900,000株、割当株式数((注)3に定義する。)は

100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、(注)3に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(注)12に定義する。)に修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正後行使価額」という。)に修正されるが、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。ただし、修正後行使価額が下限行使価額(4)に定義する。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限(以下、「下限行使価額」という。)は876円(注)8)による調整を受ける。
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は900,000株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は6.31%、割当株式数は、100株で確定している。
- (6) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、(注)11を参照)。

(注)3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式900,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)

ただし、(注)4によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(注)4. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が(注)8の規定に従って行使価額(注)5(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)8記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) (1)の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる(注)8(2)及び(4)記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、(注)8(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注)5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合はその端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は当初1,251円とする。但し、行使価額は(注)7又は(注)8に従い修正又は調整される。

(注)6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(注)7. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に(注)8記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算

定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

- (3) (1) 及び (2) による算出の結果得られた金額が下限行使価額である、876円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は(注)8に従い調整される。

(注)8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、(2)の場合は基

準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(4)(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)7に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(6)(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注)9. 本新株予約権の行使期間

2021年10月29日から2023年10月30日まで

(注)10. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(注)11. 本新株予約権の取得条項

(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、2023年10月30日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4)当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(注)12. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、株式会社証券保管振替機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が指定口座に入金された日(「修正日」という。)に発生する。

(注)13. 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結した取決めの内容

(1)本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当契約(以下「本新株予約権割当契約」という。)を締結しております。当社は、本新株予約権割当契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行いま

す。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を発行する場合、当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに株式分割又は株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

(注) 14. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

(注) 15. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当なし

(注) 16. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、当社の取締役会の承認が無い限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないものとする。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2022年1月1日から 2022年3月31日まで)	第11期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	272	3,099
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	27,200	309,900
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	940	1,018
当該期間の権利行使にかかる資金調達額(千円)	25,576	315,469
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の累計(個)	-	3,099
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	309,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,018
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	315,469

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年4月1日 (注)	14,263,000	14,263,000	5,500	5,500	2,000	2,000

(注) 会社設立によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	14	115	38	27	12,631	12,827	
所有株式数 (単元)	-	47	715	104,988	9,585	422	26,842	142,599	3,100
所有株式数 の割合(%)	-	0.03	0.50	73.62	6.72	0.29	18.82	100.00	

(注) 1. 自己株式613,312株は「個人その他」に6,133単元、「単元未満株式の状況」に12株含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷3-29-14	1,944	14.24
株式会社平和	東京都台東区東上野1-16-1	612	4.48
京楽産業・株式会社	愛知県名古屋市中区錦3-24-4	611	4.48
サミー株式会社	東京都品川区西品川1-1-1	611	4.48
株式会社大一商会	愛知県北名古屋市中村西ノ川1	611	4.48
株式会社ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町3-56	611	4.48
株式会社藤商事	大阪府大阪市中央区内本町1-1-4	611	4.48
サクサ株式会社	東京都港区白金1-17-3	510	3.73
株式会社サンセイアールアンドディ	愛知県名古屋市中区丸の内2-11-13	463	3.39
株式会社三洋物産	愛知県名古屋市中村区今池3-9-21	463	3.39
株式会社大都技研	東京都台東区東上野1-1-14	463	3.39
株式会社竹屋	愛知県春日井市美濃町2-98	463	3.39
豊丸産業株式会社	愛知県名古屋市中村区長戸井町3-12	463	3.39
計	-	8,440	61.83

- (注) 1. 2021年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、タワー投資顧問株式会社が2021年4月19日現在で626千株の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在、実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
2. 上記のほか当社所有の自己株式613千株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 613,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,646,600	136,466	
単元未満株式	普通株式 3,100		
発行済株式総数	14,263,000		
総株主の議決権		136,466	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゲームカード・ジョイコ ホールディングス	東京都台東区上野一丁 目1番10号	613,300	-	613,300	4.30
計		613,300	-	613,300	4.30

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の行使による減少)	309,900	315	11,400	10
保有自己株式数	613,312		601,912	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つと考え、財務面での健全性を維持し、安定した配当をしていくことを利益配分についての基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を配当方針として掲げております。当社は剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

このような方針のもと、第11期につきましては、1株当たり35.0円(中間配当17.5円、期末配当17.5円)の配当を実施しました。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年11月11日 取締役会決議	233	17.5
2022年6月23日 定時株主総会決議	238	17.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、高い倫理観と誠実さを基本とした独創性豊かな人間集団を醸成し、遊技業界の透明性・健全性を高めるという社会的使命を常に念頭におき事業に取り組んでおり、継続的な成長・発展を図ることを経営上の最も重要な課題のひとつと位置付け、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

上記方針に基づいて、経営の効率性及び公平性をチェックすることを大原則と考え、取締役会制度、監査役会制度を導入し、以下3点を重点施策としてコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努めております。

・監督・牽制機能の実効性の向上

当社は監査役設置会社として、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と取締役会から独立した監査役及び監査役会により、監督・牽制機能の実効性の向上に努めております。

・法令遵守の徹底

当社は、「行動規範」を制定し、全役職員に徹底するとともに、「コンプライアンス・リスク等管理規程」を制定し、これを浸透させ、全役職員における法令遵守の意識を継続的に醸成し、さらなるコンプライアンスの徹底に努めております。

・経営内容の透明性の向上

情報開示を迅速、正確かつ公平に行うとともに、ステークホルダーに対して説明責任を確実に果たすことは、健全な経営を維持し、継続的な企業の発展には必要不可欠であるとの考えに基づき、積極的なIR活動に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

・取締役会

取締役会は、代表取締役会長蒔田穂高、代表取締役社長鈴木聡、原明彦、榎本善紀(社外取締役)、嶺井勝也(社外取締役)の5名で構成し、監査役である加藤節郎、相浦義則(社外監査役)、天野裕司(社外監査役)の3名の出席の下、定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社及び当社グループの重要な経営方針の決定、業務執行の監督、業務執行状況の報告を目的として執り行っております。また、各取締役との間では、活発な議論及び意見交換がなされ、また監査役も適宜意見を述べております。

・監査役会

監査役は常勤監査役加藤節郎の他、社外監査役である相浦義則・天野裕司の3名で構成されております。

当社では、各監査役が公正かつ客観的視点をもって、実態を正確に把握し、予防監査の視点から各種リスク発生の未然防止・危機対応の体制整備に向けて、法令・諸ルール遵守等のコンプライアンスの徹底を図り、一層の監査機能の充実に注力することにより、企業の健全な発展が実現するものと考えております。また常勤監査役は、取締役会、その他重要会議にも参加し、日々、取締役の執務状況をチェックしております。なお、当社では、社外監査役のうち1名を独立性を有する者として、独立役員に指定しております。

・会計監査人

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

・内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の内部監査部が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び社内規程遵守の観点に基づき適切な指導を行うとともに、監査役と緊密な連携を保ち、活発なコミュニケーションを図ることにより、効率的かつ効果的な監査になるよう努めております。

企業統治に関するその他の事項 等

当社グループの経営が誰のために行われているかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公平性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制の強化を図るために、子会社の業務の適正性を確保するための体制整備を含めた内部統制システムの構築・運用に関する以下の基本方針を取締役会決議により定めております。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

各種会議及び取締役会の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとする。

代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持する。

各種会議及び取締役会の報告事項・決議事項については、経営環境に合わせて適宜見直すこととする。

稟議書、決裁書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書管理規程等に定めるものとする。

・当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクマネジメント体制（リスク回避のための体制）及び危機管理体制（リスクが顕在化した場合の体制）の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

コーポレート管理部における当社グループの事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における当社グループに対する実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持する。

当社グループは、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的にコンプライアンス・リスク等管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にする。

当社グループは、コンプライアンス・リスク等管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、リスク管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築する。

当社グループは、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築する。

モニタリング結果に関する報告体制を構築する。

・当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

当社グループの事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にする。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとする。

当社グループの役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧及び各業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合わせて規程のメンテナンスを行うものとする。

当社グループの事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、当社グループの全役職員が経営目標に邁進する体制を構築する。

当社グループの取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとする。

- ・当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループのコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

当社グループにおける行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングするコンプライアンス・リスク等管理委員会を設置する。当委員会は当社社長直属とし、当社コーポレート管理部長を委員長とする。

コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社グループのコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況をコンプライアンス・リスク等管理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築する。

当社グループの役職員に対する行動規範及びコンプライアンスに関する研修等の体制を構築する。

モニタリング結果の報告体制を構築し、緊急事態が発生した場合は緊急対策本部等を設置する。

- ・当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

常勤監査役、内部監査部長、コーポレート管理部長は、内部統制システムが有効に機能するように、グループ会社の監査役、内部監査部門、予算統制部門等との情報交換を必要に応じて実施するものとする。

グループ会社と取引が発生する場合は、取引基本契約書を締結し、取引内容につき内部監査、監査役監査の対象とするものとする。

グループ会社において、規模・事業特性に応じた内部統制システムを独自に構築させるとともに、当社内部統制システムのチェック対象とするものとする。

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社への事前協議等が行われる体制を構築する。

- ・監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部、コーポレート管理部は、監査役監査に全面的に協力するものとする。

監査役会から会社法施行規則第100条第3項第1号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに専任者を配置するものとする。

- ・監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決める。

監査役会の依頼に基づき、監査役職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとする。

監査役職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとする。

- ・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

監査役は、社内の全ての会議、委員会に出席し、また社内の全ての資料を閲覧し意見を述べるができる。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならない。

役職員は、監査役に以下の内容を含む当社グループの重要事項を定期的に報告しなければならない。

- ・ 内部監査結果
- ・ 予算統制結果
- ・ コンプライアンス体制の運用結果
- ・ リスク管理体制の運用結果
- ・ 外部からのフィードバック情報
- ・ 会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書

当社グループの取締役・監査役及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとする。

- ・ 当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容

当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

当社グループは、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとする。

- ・ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとする。

監査役職務の執行が円滑に行われるように、取締役は、監査役職務の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導する。

監査役会と定期的意見交換の場を設定するものとする。

- ・ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

- ・取締役会の定数
当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。
- ・取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。
- ・剰余金の配当等に関する事項
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることが出来る旨を定款に定めております。これは機動的な資本政策および配当政策を図るためであります。
- ・取締役等の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）又は監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。
- ・株主総会の特別決議の決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	蒔田 穂高	1962年11月 14日	1998年11月 2015年4月 2015年6月 2017年6月 2017年6月 2022年6月	(株)SANKYO入社 (株)SANKYO執行役員経営企画部長 当社監査役 日本ゲームカード(株)代表取締役社長(現任) 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任)	(注)3	1,000
代表取締役 社長	鈴木 聡	1967年6月 7日	1991年4月 2015年6月 2015年6月 2017年6月 2022年6月	ベンホーガンコーポレーション(米国)入社 マミヤ・オービー(株)代表取締役社長 エフ・エス(株)代表取締役社長 当社取締役 日本ゲームカード(株) 代表取締役副社長(現任) 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	
取締役	原 明彦	1962年1月 15日	1995年4月 2008年10月 2018年4月 2020年4月 2021年6月	日本レジャーカードシステム(株)入社 日本ゲームカード(株)新規事業部長 当社管理本部統括部長 日本ゲームカード(株) 執行役員管理本部副本部長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役	榎本 善紀	1968年9月 27日	1988年3月 1996年6月 2006年8月 2008年6月 2022年6月	(株)ユニオン(現:(株)京楽)入社 (株)ハックベリー(現:(株)京楽産業ホールディングス)代表取締役社長(現任) 京楽産業(株)代表取締役社長(現任) (株)まさむら遊機(現:(株)オッケー...) 取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役	嶺井 勝也	1956年6月 8日	1988年2月 2005年5月 2007年6月 2012年6月 2018年10月 2022年6月	(有)オリンピア物産(現:(株)オリンピア)入社 (株)オリンピア代表取締役社長 同社取締役(現任) (株)平和代表取締役副社長 (株)平和代表取締役社長(現任) パシフィックゴルフマネジメント(株) 取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	加藤 節郎	1958年4月 23日	1980年11月 (株)SANKYO入社 1995年4月 同社パーラー事業部管理部長 2016年2月 日本ゲームカード(株)執行役員管理本部長 2016年6月 当社管理本部長 2017年5月 当社執行役員管理本部長 2017年6月 日本ゲームカード(株)取締役管理本部長 2018年4月 同社取締役管理本部管掌兼管理本部長 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)4	
監査役	相浦 義則	1969年1月 18日	1994年11月 小比賀税務会計事務所入所 2002年2月 杉山税理士事務所入所 2003年10月 (株)プロジェクト入社 2008年8月 税理士法人緑川・蓮見事務所(現 青空税理士 法人)代表社員 2010年1月 (株)ジョイコシステムズ監査役 2011年4月 当社監査役(現任) 2012年3月 日本コンセプト(株)監査役 2013年7月 相浦義則税理士事務所所長(現任) 2016年3月 日本コンセプト(株)取締役(監査等委員)(現 任)	(注)4	
監査役	天野 裕司	1966年6月 13日	1992年2月 (株)大一販売入社 1999年9月 同社広島営業所長 2005年3月 同社福岡支社長 2008年10月 同社東京支社長 2012年10月 (株)大一商事執行役員本部長 2014年3月 (株)大一販売執行役員本部長 2015年3月 (株)ディ・ライト常務取締役(現任) 2017年6月 当社監査役(現任)	(注)4	
計					1,000

- (注) 1. 取締役 榎本善紀及び嶺井勝也は、社外取締役であります。
2. 監査役 相浦義則及び天野裕司は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役 加藤節郎、相浦義則及び天野裕司の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社グループからの独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、コーポレート・ガバナンスの強化は必要であると認識しており、高い見識等に基づき当社の経営を実質的に監視・監督できる者を選任することにより、経営への監視機能を強化しております。社外取締役及び社外監査役の選任において、当該候補者が当社グループの取引先や株主である企業の業務執行者である場合、当社グループと当該企業等との現在における取引全体額に占めるウエイト、発行済み株式総数に占める当該企業等の持株比率等を勘案しつつ、当社グループとの特別な利害関係及び一般株主との利益相反が生じるおそれの有無を判断しております。

社外取締役であります榎本善紀氏及び嶺井勝也氏の2名につきましては、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場にて、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけることを期待しております。

社外取締役2名は、当社グループとの特別な利害関係はありません。また、榎本善紀氏は、当社グループの取引先である京楽産業・株式会社の代表取締役社長を、嶺井勝也氏は、当社グループの取引先である株式会社平和の代表取締役社長をそれぞれ務めておりますが、持株比率及び取引額の程度から、現時点で当社グループとの特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

社外監査役相浦義則氏につきましては、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、当社の監査体制が更に強化できるものと判断しております。同氏と当社グループとの間に特別な利害関係はありません。同氏は相浦義則税理士事務所の所長及び日本コンセプト株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社グループと相浦義則税理士事務所及び日本コンセプト株式会社との間に取引関係はなくその他にも記載すべき関係はありません。なお、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外監査役天野裕司氏につきましては、営業分野に関する豊富な知識、経験を有しており、当社の経営全般に関する監督、チェック機能を果たしていただくことで、監査体制を維持・強化できるものと判断したことにより、同氏と当社グループとの間に特別な利害関係はありません。同氏は株式会社ディ・ライトの常務取締役であります。当社グループと株式会社ディ・ライトとの間に取引関係はなくその他にも記載すべき関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名の他、社外監査役2名の3名で実施しております。なお、社外監査役相浦義則氏につきましては、税理士としての財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を年8回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数(回)	出席回数(回)
加藤 節郎	8	8
相浦 義則	8	7
天野 裕司	8	8

監査役会における主な検討事項として、企業の健全な発展に寄与するよう、法令等遵守の徹底に向けた監査の実施状況を、各監査役が公正かつ客観的な視点を持ち、意見を述べております。

また、常勤の監査役の活動として、監査役会の監査方針および監査計画に従い年間を通じて監査活動を行っております。この他、会計監査人による在庫棚卸実査には、原則として常勤監査役が立会う等、お互いの独立性を保ちながら、積極的な連携を図ることにより、相互の機能強化に努めております。

監査役は、会計監査人による監査計画、監査実施状況及び監査結果について四半期ごとに報告を受け、その相当性を評価するとともに、会計監査人との積極的な情報交換等を行うことにより、有用な情報や意見等を監査役監査に最大限活用し、より一層効率的かつ効果的な監査に努めております。この他、会計監査人による在庫棚卸実査には、原則として常勤監査役が立会う等、お互いの独立性を保ちながら、積極的な連携を図ることにより、相互の機能強化に努めております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役の下部直轄組織である「内部監査部(所属人員:2名)」が担当し、他のライン・スタッフ部門との間に指揮命令関係の無い独立した立場をもって、会計監査・業務監査・コンプライアンス監査を実施しております。内部監査部が監査を実施するにあたっては、当社及び連結子会社を対象とし、年間計画に基づく定期監査及び社長の特命による随時の監査を行っております。監査の手続きでは、対象会社のすべての諸帳簿・伝票・その他の諸資料の提出を求め、かつ関係者に事実の説明報告、その他監査上必要な要求を行うことができる仕組みを整えており、監査テーマ・リスク項目・監査スケジュール等に基づいて2～3か月に一度の頻度にて各部門を個別訪問し、監査意見及び勧告をとりまとめて代表取締役ほか関係者へ監査の結果を報告するとともに、必要に応じて各部門に対する改善措置の提案とフォローアップを実施しております。

さらに、内部監査部は2～3か月に一度、会計監査人監査及び監査役監査との間に情報交換の場を設けて監査上の気付事項や問題点等を共有し、各々の立場を相互補完しながら是正、解決に向けた協力体制を敷いております。また、内部監査部は内部統制を主管する社内各部門の責任者に対し、財務報告に係る内部統制の整備と運用が適切になされているかどうかについて、客観的評価を行っております。一方の会計監査では、これら評価結果の妥当性を確認するため、内部統制を主管する部門に対して直接又は間接的に検証手続きを実施することによって、当社グループの財務報告の信頼性を担保するとともに、社内での統制活動が有効かつ効率的に機能する体制を整備・運用しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2007年以降

c. 業務を執行した公認会計士

池内基明
鈴木達也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等8名、その他6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社がEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定した理由は、会計監査人に求められる専門性、独立性、効率性の観点並びに同監査法人の品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

なお、当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第11期（連結・個別） EY新日本有限責任監査法人
第12期（連結・個別） 赤坂有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の名称
選任する監査公認会計士等の名称
赤坂有限責任監査法人
退任する監査公認会計士等の名称
EY新日本有限責任監査法人

異動の年月日

2022年6月23日（第11期定時株主総会開催日）

退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2007年6月26日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当該会計監査人においても、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、当社グループの事業規模に適した監査対応及び監査報酬の相当性等について、複数の監査法人と比較検討した結果、新たに赤坂有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

上記の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	16		17	
連結子会社	41		34	
計	57		52	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査の内容及び項目、監査予定時間等を勘案し、事業年度ごとに決定する方針であります。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果によるものであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

方針の決定の方法

2021年2月10日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役の報酬は、遊技業界・当社グループにおける使命・役割および当社取締役の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに取締役に対して報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭の固定報酬とし、「基本報酬」および「役員退職慰労金」で構成する。

「基本報酬」は、毎月固定額及び毎年度1回の臨時固定額とし、各役位を考慮して決定する（事情によっては支給しないこともできる）。「役員退職慰労金」は、役員退職慰労金に関する当社の内規に基づき支給する。

・業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容等の決定に関する方針並びに金銭報酬の額、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等および非金銭報酬等は支給しない。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することに関する事項並びに取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役会は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部を代表取締役社長に委任する。当該代表取締役社長は、委任された権限の行使後、取締役会に報告することとする。

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由後出のd．に記載のとおりです。

b．a．以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方法の決定方針に関する事項

該当事項はありません。

c．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、監査役の報酬等の額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額50百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

d．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長鈴木聡が業務執行取締役の個人別の報酬等を決定しております（なお、社外取締役は、独立性と公正性を担保するため、無報酬としております）。委任する権限の内容は、報酬額および支払方法の決定であります。報酬額の決定を委任した理由は、事業環境や事業の進捗等の大局を踏まえつつ、社外取締役の意見や監督を仰ぎながら、各取締役の行動や貢献、各取締役に期待される事柄を最もよく評価できる立場にあるのが代表取締役社長であり、適切妥当な決定を期待できると判断したためであります。また、その権限行使は、取締役会の過半数を占める社外取締役の意見を踏まえて行使されるため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の 総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	39	36	3	2
監査役 (社外監査役を除く)	11	10	0	1
社外役員	3	3	-	1

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、会社株式を除く保有株式のうち、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式を当社の企業価値向上につながると認める場合を除き保有いたしません。また、保有の基準に関しましては定期的に保有先企業との取引状況、保有先企業の中長期的な社会的貢献度合いや財政状態など、保有の合理性・健全性を総合的に検証した結果を事務局から報告させ、継続保有の判断を行い処分の検討・実施を行うこととしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	402

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	402	子会社からの現物配当

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)		
㈱SANKYO	100,000	-	当社グループの筆頭株主であり、かつ当社主要取引先であり、関係維持・強化のため保有しております。なお保有効果を定量的に示すことは困難ではありますが、上記a．に記載した方法により検証を行い、中長期的に当社の企業価値につながるものと判断し保有しております。株式数が増加した理由は、子会社からの現物配当によるものです。	有
	339	-		
サクサホールディングス㈱ (注)1	41,200	-	当社主要取引先であり、関係維持・強化のため保有しております。なお保有効果を定量的に示すことは困難ではありますが、上記a．に記載した方法により検証を行い、中長期的に当社の企業価値につながるものと判断し保有しております。株式数が増加した理由は、子会社からの現物配当によるものです。	有
	63	-		

(注) 1 サクサホールディングス㈱は当社株式を保有しておりませんが、同社グループのサクサ㈱が当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、企業会計等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、またEY新日本有限責任監査法人が主催する研修会に参加するなど、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,452	4,740
受取手形及び売掛金	861	-
受取手形	-	14
売掛金	-	995
営業未収入金	392	353
リース投資資産	545	391
有価証券	18,399	21,902
供託金	1 4,090	1 4,190
商品及び製品	2,092	3,312
原材料及び貯蔵品	204	139
その他	189	634
貸倒引当金	0	-
流動資産合計	34,228	36,673
固定資産		
有形固定資産		
その他	3,919	3,590
減価償却累計額	3,552	3,164
その他(純額)	367	426
有形固定資産合計	367	426
無形固定資産		
ソフトウェア	2,266	1,807
その他	105	0
無形固定資産合計	2,372	1,808
投資その他の資産		
投資有価証券	8,975	7,901
繰延税金資産	330	121
その他	505	1,292
貸倒引当金	42	37
投資その他の資産合計	9,768	9,278
固定資産合計	12,507	11,512
資産合計	46,736	48,186

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	652	2,280
営業未払金	5	11
リース債務	275	191
賞与引当金	157	171
株主優待引当金	37	43
未払法人税等	308	64
その他	2,514	3 842
流動負債合計	3,952	3,605
固定負債		
リース債務	350	259
役員退職慰労引当金	55	36
退職給付に係る負債	417	447
繰延税金負債	-	8
その他	1,813	1,650
固定負債合計	2,636	2,402
負債合計	6,588	6,007
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,500	5,500
資本剰余金	5,122	4,994
利益剰余金	30,652	32,343
自己株式	1,125	747
株主資本合計	40,149	42,090
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	86
その他の包括利益累計額合計	1	86
新株予約権	-	2
純資産合計	40,147	42,179
負債純資産合計	46,736	48,186

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	10,562	11,447
売上原価	2 5,093	2 6,062
売上総利益	5,469	5,385
販売費及び一般管理費	3, 4 4,307	3, 4 4,264
営業利益	1,162	1,120
営業外収益		
投資有価証券売却益	-	49
受取利息	60	76
受取配当金	15	13
助成金収入	14	10
その他	11	11
営業外収益合計	102	162
営業外費用		
支払利息	6	4
新株予約権発行費	-	6
その他	0	0
営業外費用合計	6	11
経常利益	1,258	1,270
特別損失		
投資有価証券評価損	50	-
特別損失合計	50	-
税金等調整前当期純利益	1,208	1,270
法人税、住民税及び事業税	433	194
法人税等調整額	157	186
法人税等合計	590	8
当期純利益	617	1,262
親会社株主に帰属する当期純利益	617	1,262

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
当期純利益	617	1,262
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61	88
その他の包括利益合計	1 61	1 88
包括利益	678	1,350
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	678	1,350

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,500	5,122	30,512	458	40,676	63	63	40,612
当期変動額								
剰余金の配当			476		476			476
自己株式の取得				667	667			667
親会社株主に帰属する 当期純利益			617		617			617
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						61	61	61
当期変動額合計	-	-	140	667	526	61	61	465
当期末残高	5,500	5,122	30,652	1,125	40,149	1	1	40,147

当連結会計年度(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,500	5,122	30,652	1,125	40,149	1	1	-	40,147
会計方針の変更による 累積的影響額			828		828				828
会計方針の変更を反映し た当期首残高	5,500	5,122	31,480	1,125	40,977	1	1	-	40,976
当期変動額									
剰余金の配当		66	400		466				466
自己株式の処分		60		377	316				316
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,262		1,262				1,262
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						88	88	2	90
当期変動額合計	-	127	862	377	1,112	88	88	2	1,203
当期末残高	5,500	4,994	32,343	747	42,090	86	86	2	42,179

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,208	1,270
減価償却費	689	717
長期前払費用償却額	59	152
差入保証金償却額	1	1
固定資産除却損	0	0
新株予約権発行費	-	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	5
株主優待引当金の増減額(は減少)	2	5
その他の引当金の増減額(は減少)	21	5
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	23	30
受取利息及び受取配当金	75	90
支払利息	6	4
売上債権の増減額(は増加)	476	105
棚卸資産の増減額(は増加)	563	1,173
仕入債務の増減額(は減少)	641	1,620
投資有価証券売却損益(は益)	-	49
投資有価証券評価損益(は益)	50	-
カード未精算勘定の増減額(は減少)	203	34
未収入金の増減額(は増加)	15	23
長期未収入金の増減額(は増加)	42	42
未払金の増減額(は減少)	122	111
長期預り金の増減額(は減少)	172	159
預り金の増減額(は減少)	7	9
その他	37	35
小計	708	2,093
利息及び配当金の受取額	58	71
利息の支払額	7	5
法人税等の支払額	522	670
法人税等の還付額	279	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	517	1,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	92,099	71,505
有価証券の償還による収入	90,100	68,000
供託金の預入による支出	93	100
有形固定資産の取得による支出	99	156
投資有価証券の売却による収入	-	4,549
無形固定資産の取得による支出	300	281
投資有価証券の取得による支出	2,600	3,300
資産除去債務の履行による支出	-	3
差入保証金の差入による支出	0	4
差入保証金の回収による収入	1	0
長期前払費用の取得による支出	-	1,211
その他	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,090	4,012

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	667	-
配当金の支払額	476	466
ファイナンス・リース債務の返済 による支出	79	61
新株予約権の行使による自己株式の処分による 収入	-	315
新株予約権の発行による支出	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,223	214
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,796	2,714
現金及び現金同等物の期首残高	18,249	12,452
現金及び現金同等物の期末残高	1 12,452	1 9,738

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

日本ゲームカード㈱

前連結会計年度において、連結子会社でありました㈱ジョイコシステムズは、2021年4月1日付で連結子会社であります日本ゲームカード㈱を存続会社とした吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

・商品、製品、原材料、貯蔵品

移動平均法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

機械装置及び運搬具 9～12年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については合理的に見積もった貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

当社グループは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業を行っており、主な収益の認識基準は次のとおりです。

1. 機器関連

カードユニット等の機器の販売については、商品の引渡時点において顧客等が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

機器の販売に伴い、キャッシュバック等の顧客等に支払われる対価がありますが、顧客等から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額しております。

機器関連に関する取引の対価は、商品の引渡後、概ね2か月以内に受領しております。

2. カード関連

製品カード等の販売については、製品の引渡時点において顧客等が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

遊技ファンが券売入金機又は入金機能付カードユニットでカードに入金し消費した金額に応じて、顧客から定率の情報管理料を徴収しており、毎月末締めて収益を認識しております。

遊技ファンが入金した時に負債を認識し、遊技ファンが使用しなかった（権利を行使しなかった）「非行使部分」については、会社が将来において権利を得ると見込み、当該非行使部分の金額について、遊技ファンによる権利行使のパターンと比例的に収益を認識しております。

カード関連に関する取引の対価は、概ね1か月以内に受領しております。

3. システム使用料関連

基幹的なインフラであるプリペイドカードシステムを運用するための費用として顧客から定額のシステム使用料を徴収しており、期間の経過によって履行義務を充足した時に収益を認識しております。

システム使用料関連に関する取引の対価は、概ね1か月以内に受領しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	330	121

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の収支見込により見積られた将来の課税所得に基づく繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の収支見込における主要な仮定は、連結子会社である日本ゲームカード株式会社における加盟店舗数、カードユニット販売台数、カードユニット販売単価の予測になり、これらは市場規模が縮小傾向にある遊技業界の今後の状況、新型コロナウイルス感染症による影響に依拠しており不確実性を伴っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響につきましては一定期間続くとの仮定のもと、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき作成しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経営状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に区分して表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は136百万円減少、販売費及び一般管理費は14百万円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ121百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は828百万円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について定められています。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当該連結財務諸表の作成時において評価中であります。

・グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(実務対応報告第42号 2021年8月12日)

(1) 概要

グループ通算制度への移行に伴い、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めています。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当該連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸与資産修繕収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「貸与資産修繕収入」に表示していた5百万円、「その他」5百万円は、「その他」11百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 次の資産を前払式支払手段の発行保証金として、担保に供しております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
供託金	4,090百万円	4,190百万円

2. 加盟店のリース契約に伴う債務に対して次のとおり引取保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
店舗数	42店舗	20店舗
引取保証額	168百万円	66百万円

3. その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
契約負債	152百万円

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上原価	0百万円	9百万円

3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与手当	1,013百万円	1,108百万円
賞与引当金繰入額	131 "	154 "
退職給付費用	42 "	51 "
役員退職慰労引当金繰入額	13 "	11 "
貸倒引当金繰入額	1 "	4 "
株主優待引当金繰入額	37 "	42 "

4. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
一般管理費	716百万円	577百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	11百万円	126百万円
組替調整額	50 "	- "
税効果調整前	61百万円	126百万円
税効果額	- "	38 "
その他有価証券評価差額金	61百万円	88百万円
その他の包括利益合計	61百万円	88百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,263,000	-	-	14,263,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	350,151	573,061	-	923,212

(変動事由の概要)

2020年9月24日の取締役会決議による自己株式の取得 573,000株
 単元未満株式の買取りによる増加 61株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	243	17.5	2020年3月31日	2020年6月19日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	233	17.5	2020年9月30日	2020年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	166	12.5	2021年3月31日	2021年6月18日
		資本剰余金	66	5.0		

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,263,000	-	-	14,263,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	923,212	-	309,900	613,312

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による自己株式の処分による減少 309,900株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	行使価額修正条項付第1回新株予約権(注)1	普通株式	-	900,000	309,900	590,100	2
合計			-	900,000	309,900	590,100	2

(注) 1. 目的となる株式の数の変動事由の概要

行使価額修正条項付第1回新株予約権の増加は、発行によるものであります。また、減少は権利行使により自己株式を処分したものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	166	12.5	2021年3月31日	2021年6月18日
		資本剰余金	66	5.0		
2021年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	233	17.5	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	238	17.5	2022年3月31日	2022年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	7,452百万円	4,740百万円
取得日から3ヶ月以内に 償還期限の到来する短期投資	4,999 "	4,998 "
現金及び現金同等物	12,452百万円	9,738百万円

2. ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	131百万円	104百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 加盟店用通信機器であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸主側)

- (1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
リース料債権部分	575	420
受取利息相当額	30	28
リース投資資産	545	391

- (2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	246	167	99	48	13	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	185	120	66	31	16	-

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	2	2
1年超	4	8
合計	6	10

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賅っております。

資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、営業未収入金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、社債、資本上・業務上の関係を有する企業の株式、合同運用信託、投資信託であり、それぞれ市場価格の変動リスクに晒されております。

供託金は現金による供託であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社の経理部門が収支日報を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) リース投資資産	545	563	18
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,099	10,090	9
その他有価証券	17,275	17,275	-
資産計	27,920	27,929	8
(1) リース債務	626	627	1
負債計	626	627	1

(*) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「供託金(現金)」、「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) リース投資資産	391	406	15
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	29,803	29,803	-
資産計	30,195	30,210	15
(1) リース債務	451	445	6
負債計	451	445	6

(*) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「供託金(現金)」、「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,452	-	-	-
受取手形及び売掛金	849	11	-	-
リース投資資産	231	313	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(コマーシャル・ペーパー)	4,999	-	-	-
満期保有目的の債券(社債)	-	3,000	100	-
満期保有目的の債券(その他)	2,000	-	-	-
供託金	4,090	-	-	-
合計	19,623	3,325	100	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,739	-	-	-
受取手形	8	6	-	-
売掛金	995	-	-	-
リース投資資産	169	222	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	3,500	300	100	-
その他	9,000	-	-	-
供託金	4,190	-	-	-
合計	22,603	528	100	-

(注2) リース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	275	176	100	54	18	0
合計	275	176	100	54	18	0

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	191	121	76	40	20	0
合計	191	121	76	40	20	0

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	402	-	-	402
社債	-	7,904	-	7,904
その他	-	18,400	-	18,400
資産計	402	26,304	-	26,707

(*) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は3,096百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	406	-	406
資産計	-	406	-	406
リース債務	-	445	-	445
負債計	-	445	-	445

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債、コマーシャルペーパー、信託受益権、合同運用信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債、コマーシャルペーパー、信託受益権、合同運用信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース投資資産

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
社債	100	100	0
小計	100	100	0
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
コマーシャル・ペーパー	4,999	4,999	0
社債	3,000	2,990	9
その他	2,000	2,000	-
小計	9,999	9,989	10
合計	10,099	10,090	9

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	66	49	16
債券	1,015	1,000	15
その他	520	500	20
小計	1,601	1,549	51
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	293	327	33
債券	3,980	327	19
その他	11,400	11,400	-
小計	15,673	15,727	53
合計	17,275	17,277	1

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	402	377	25
債券	1,110	1,100	10
その他	10,098	10,000	98
小計	11,611	11,477	134
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	6,793	6,803	9
その他	11,398	11,398	0
小計	18,192	18,201	9
合計	29,803	29,678	124

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について50百万円（その他有価証券の株式50百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落し、回復の見込みがないと判断された場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	3,000	3,003	3

売却の理由

当連結会計年度において、資金運用方針の変更のため満期保有目的の債券の一部を償還期日到来前に売却しております。

5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
債券	1,000	7	-

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当連結会計年度において、従来満期保有目的で保有していた債券（連結貸借対照表計上額100百万円）をその他有価証券に変更しております。これは満期保有目的で保有していた債券の一部を売却したために変更したものであります。なお、これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

当社及び連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	393百万円	417百万円
退職給付費用	152 "	60 "
退職給付の支払額	129 "	30 "
退職給付に係る負債の期末残高	417百万円	447百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	417百万円	447百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	417百万円	447百万円
退職給付に係る負債	417百万円	447百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	417百万円	447百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度152百万円 当連結会計年度60百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	1,063百万円	866百万円
賞与引当金	48 "	52 "
棚卸資産	41 "	37 "
固定資産等償却額	585 "	540 "
退職給付に係る負債	127 "	136 "
減損損失	0 "	- "
その他有価証券評価差額金	0 "	- "
その他	169 "	130 "
繰延税金資産小計	2,036百万円	1,765百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	1,063百万円	842百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	642 "	512 "
評価性引当額小計(注)1	1,706百万円	1,354百万円
繰延税金資産合計	330百万円	411百万円
繰延税金負債との相殺	0 "	289 "
繰延税金資産の純額	330百万円	121百万円
繰延税金負債		
カード未精算勘定	- 百万円	260百万円
その他有価証券評価差額金	- "	38 "
その他	0 "	0 "
繰延税金負債合計	0百万円	298百万円
繰延税金資産との相殺	0 "	289 "
繰延税金負債の純額	- 百万円	8百万円

(注) 1. 評価性引当額が352百万円減少しております。この減少の主な内容は、連結子会社日本ゲームカード株式会社において将来の課税所得の見込みで欠損が見込まれる年度の繰延税金負債部分に係る評価性引当額160百万円と、当期所得に対する2021年4月1日付で吸収合併した株式会社ジョイコシステムズから引き継いだ繰越欠損金を控除したことにより繰越欠損金に係る評価性引当額236百万円の減少、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額40百万円認識したことによる増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	179	81	105	696	1,063
評価性引当額	-	-	179	81	105	696	1,063
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	25	105	204	531	866
評価性引当額	-	-	0	105	204	531	842
繰延税金資産	-	-	24	-	-	-	24

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(c) 税務上の繰越欠損金866百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産24百万円を計上してお

ります。当該繰延税金資産24百万円は、連結子会社日本ゲームカード株式会社が2021年4月1日付で吸収合併した株式会社ジョイコシステムズから引き継いだ税務上の繰越欠損金826百万円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、連結子会社日本ゲームカード株式会社が2021年4月1日付で吸収合併した株式会社ジョイコシステムズが2016年3月期に税引前当期純損失を359百万円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減	18.2 "	27.6 "
住民税均等割	1.3 "	1.1 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3 "	1.5 "
試験研究費等の税額控除	2.2 "	4.4 "
その他	0.3 "	0.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.9%	0.6%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	売上高
機器	3,679
カード	1,956
システム使用料	5,359
その他	400
顧客との契約から生じる収益	11,396
その他の収益	50
外部顧客への売上高	11,447

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	169
契約負債（期末残高）	152

(注) 契約負債は主に、システム使用料等の支払条件に基づき受け取った1年以内の前受収益に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、169百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの報告セグメントは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,009.62円	1株当たり純資産額	3,089.96円
1株当たり当期純利益金額	45.32円	1株当たり当期純利益金額	93.91円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	93.65円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	617	1,262
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	617	1,262
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,617	13,445
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	36
(うち新株予約権(千株))	-	(36)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	40,147	42,179
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	2
(うち新株予約権(百万円))	(-)	(2)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	40,147	42,176
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	13,339,788	13,649,688

4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ60.68円、9.06円及び9.03円減少しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	275	191	3.59	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	350	259	3.49	2023年4月3日 ~ 2027年11月3日
その他有利子負債 長期預り金	225	205	0.55	
合計	851	656		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	121	76	40	20

3. その他有利子負債の得意先からの「長期預り金」については返済期限の定めはありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,616	5,156	8,444	11,447
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	384	534	977	1,270
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	142	191	370	1,262
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	10.65	14.37	27.65	93.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	10.65	3.71	13.25	65.46

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	714	1,338
売掛金	-	9
有価証券	-	21,902
前払費用	9	-
その他	25	276
流動資産合計	749	23,526
固定資産		
有形固定資産		
建物	4	4
減価償却累計額	1	1
建物(純額)	2	3
工具、器具及び備品	26	25
減価償却累計額	19	20
工具、器具及び備品(純額)	6	4
有形固定資産合計	9	7
無形固定資産		
ソフトウェア	54	47
無形固定資産合計	54	47
投資その他の資産		
投資有価証券	-	4,805
関係会社株式	35,573	11,390
投資その他の資産合計	35,573	16,195
固定資産合計	35,637	16,251
資産合計	36,386	39,777
負債の部		
流動負債		
未払金	34	16
未払費用	6	1
未払法人税等	8	1
預り金	1	0
賞与引当金	32	8
株主優待引当金	37	43
流動負債合計	122	72
固定負債		
退職給付引当金	42	34
役員退職慰労引当金	14	18
繰延税金負債	-	8
固定負債合計	56	60
負債合計	178	133

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,500	5,500
資本剰余金		
資本準備金	2,000	2,000
その他資本剰余金	29,664	29,536
資本剰余金合計	31,664	31,536
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	169	3,332
利益剰余金合計	169	3,332
自己株式	1,125	747
株主資本合計	36,208	39,622
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	19
評価・換算差額等合計	-	19
新株予約権	-	2
純資産合計	36,208	39,644
負債純資産合計	36,386	39,777

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業収益		
関係会社経営管理料	1 159	1 104
関係会社業務受託料	1 644	-
関係会社受取配当金	1 245	1 3,694
営業収益合計	1,049	3,798
営業費用		
一般管理費	2 727	2 326
営業利益	322	3,472
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	0	76
受取配当金	-	5
投資有価証券売却益	-	10
未払配当金除斥益	0	0
保険配当金	0	0
法人税等還付加算金	0	0
その他	0	5
営業外収益合計	1	98
営業外費用		
支払利息	1 0	-
新株予約権発行費	-	6
その他	0	0
営業外費用合計	0	6
経常利益	323	3,565
税引前当期純利益	323	3,565
法人税、住民税及び事業税	37	1
法人税等調整額	32	-
法人税等合計	69	1
当期純利益	254	3,563

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,500	2,000	29,664	31,664	391	391	458	37,097	37,097
当期変動額									
剰余金の配当					476	476		476	476
自己株式の取得							667	667	667
当期純利益					254	254		254	254
当期変動額合計	-	-	-	-	222	222	667	889	889
当期末残高	5,500	2,000	29,664	31,664	169	169	1,125	36,208	36,208

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	5,500	2,000	29,664	31,664	169	169	1,125	36,208	-	-	-	36,208
当期変動額												
剰余金の配当			66	66	400	400		466				466
自己株式の処分			60	60			377	316				316
当期純利益					3,563	3,563		3,563				3,563
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									19	19	2	22
当期変動額合計	-	-	127	127	3,163	3,163	377	3,413	19	19	2	3,436
当期末残高	5,500	2,000	29,536	31,536	3,332	3,332	747	39,622	19	19	2	39,644

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～10年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
関係会社経営指導料	159百万円	104百万円
関係会社業務受託料	644 "	- "
関係会社受取配当金	245 "	3,694 "
支払利息	1 0 "	- "

2. 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料手当	260百万円	62百万円
賞与引当金繰入額	32 "	8 "
役員退職慰労引当金繰入額	5 "	3 "
株主優待引当金繰入額	37 "	42 "
支払手数料	119 "	77 "

(有価証券関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額35,573百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額11,390百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	9百万円	2百万円
未払事業税	0 "	- "
退職給付引当金	12 "	10 "
役員退職慰労引当金	4 "	5 "
減損損失	0 "	0 "
関係会社株式評価損	487 "	487 "
関係会社株式の現物配当による差額	- "	7,404 "
税務上の繰越欠損金	- "	40 "
その他	5 "	3 "
繰延税金資産小計	521百万円	7,954百万円
評価性引当額	521百万円	7,954百万円
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- "	8 "
その他	- "	0 "
繰延税金負債合計	- 百万円	8百万円
繰延税金資産(負債)の純額	- 百万円	8百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において表示しておりました「子会社株式評価損」は、より適切な名称とするため、「関係会社株式評価損」に変更しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1 "	0.3 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	23.2 "	31.7 "
住民税均等割	0.4 "	0.0 "
評価性引当額の増減	10.6 "	0.8 "
税額控除	0.2 "	- "
その他	0.1 "	- "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.5%	0.0%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	4	0	-	4	1	0	3
工具、器具及び備品	26	-	0	25	20	2	4
有形固定資産計	30	0	0	30	22	2	7
無形固定資産							
ソフトウェア	61	-	7	54	6	6	47
無形固定資産計	61	-	7	54	6	6	47

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	32	36	60	-	8
株主優待引当金	37	43	36	0	43
退職給付引当金	42	3	11	-	34
役員退職慰労引当金	14	9	6	-	18

(注) 株主優待引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.gjhd.jp
株主に対する特典	毎年3月31日現在における保有株式数及び保有期間に応じて、ハガキまたはインターネットで申込可能なカタログギフトを贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売り渡しを請求する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第10期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)2021年6月17日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月17日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

事業年度 第11期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月16日関東財務局長に提出

事業年度 第11期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)2021年11月12日関東財務局長に提出

事業年度 第11期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

2022年5月12日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行）及びその添付書類

2021年10月12日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月23日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

日本ゲームカード株式会社における繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(税効果会計関係)に記載されているとおり、会社は、2022年3月31日現在、繰延税金資産を121百万円計上している。当該繰延税金資産の金額は、全て日本ゲームカード株式会社において計上された金額である。</p> <p>会社は、日本ゲームカード株式会社における将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の収支見込を基礎としており、当該収支見込は、市場規模が縮小傾向にある遊技業界の今後の状況、新型コロナウイルス感染症による影響などの不確実性を伴うものであるため、加盟店舗数、カードユニット販売台数、カードユニット販売単価の予測といった経営者の判断による重要な仮定により影響を受ける。なお、会社は、当該重要な仮定及び新型コロナウイルス感染症による影響について、【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載している。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、日本ゲームカード株式会社の繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来減算一時差異の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・ 将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の収支見込について検討した。 ・ 経営者の収支見込策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の収支見込と実績とを比較した。 ・ 将来の収支見込に含まれる重要な仮定である加盟店舗数、カードユニット販売台数、カードユニット販売単価の予測については、経営者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析をした結果と比較した。また、加盟店舗数について直近の利用可能な外部データとの整合性を検討した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響について経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価した。 ・ 将来の収支見込に一定のリスクを反映させた経営者による不確実性への評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかにつ

いて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。